

# ○一関工業高等専門学校電子入札システム官職規則

(平成20年7月31日全部改正)

一関工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規則（平成18年9月20日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校において使用する電子入札システムの官職証明書に関する事項については、この規則の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この規則において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は、政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等に当たっては「政府共用認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従うものとし、国立高等専門学校機構本部へ申請手続きを依頼するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書の種類は、次のとおりとする。

- 一 事務部長 (契約担当)
- 二 総務課長 (執行担当・登録担当)
- 三 総務課財務係長 (立会担当)

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書を適切に監守する者（以下「官職証明書管守責任者」という。）を置くものとする。

- 2 官職証明書管守責任者は、総務課長補佐（財務担当）とする。
- 3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 4 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合には、別の者に委任することができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則（平成20年7月31日規則第8号）  
この規則は、平成20年9月1日から施行する。